

令和6年12月25日

報道関係者各位

山形県総務部人事課

職員の処分について

本日、下記のとおり職員の懲戒処分等を行いましたので、お知らせします。

記

1 不適正な事務処理事案に係る処分

<当事者>

環境エネルギー一部出先機関 課長級職員 (50歳代・男) 減給1/10 6月

<業務管理者>

環境エネルギー一部 補佐級職員 (40歳代・男) 厳重注意

環境エネルギー一部出先機関 主査級職員 (40歳代・男) 厳重注意

<業務総括者>

県立高等学校 課長級職員 (50歳代・男) 文書訓告

【事案の概要】

大気汚染防止法に基づく大気汚染の測定データに係る通信料について、その支出に係る必要な手続きを怠り、令和2年度から4年間にわたり自費で支払った。

2 交通事案に係る処分

(1) 無免許運転(自動車運転免許失効)事案

健康福祉部出先機関 一般級職員 (30歳代・女) 文書訓告

【事案の概要】

運転免許の有効期間が令和6年5月までで切れて失効し、令和6年11月に自ら気がつくまでの約6か月間にわたり無免許の状態ですべての運転を行った。

(2) 速度超過運転事案

庄内総合支庁 一般級職員 (30歳代・男) 減給1/10 1月

【事案の概要】

令和6年7月、私用のため福島県福島市飯坂町地内の高速道路において普通自動車を運転中、法定速度100km/hのところ、151km/hで走行し、運転免許停止の行政処分及び罰金の司法処分を受けた。

3 処分日

令和6年12月25日(水)

問い合わせ先

人事課 課長補佐(人事担当)

平

TEL 023-630-3027

報道監:総務部次長

伊藤